

出張 マイナポイントの集中申し込み支援を行います!

マイナポイントとは

マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って申し込むことで、希望するキャッシュレス決済サービスに最大20,000円分のポイントを受け取ることができるものです。

付与されるポイント

- 1 マイナンバーカードを新規取得で最大5,000円分のポイント
- 2 マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申し込みで7,500円分のポイント
- 3 マイナンバーカードに公金受取口座の登録完了で7,500円分のポイント

※マイナンバーカードを新規取得でもらえる最大5,000円分ポイントをを受け取るためには、ポイントの申し込み後に希望するキャッシュレス決済サービスで買い物またはチャージをする必要があります。

開催場所

下記の日程において、本庁舎マチドマ、戸倉公民館、入谷公民館、歌津公民館でマイナポイント申し込みの申し込み支援を行います。

お出かけ・お買い物のついでにぜひご利用ください。

| 日付 | 場所 | 受付時間 |
|----------|----------------|---------|
| 2月5日(日) | 戸倉公民館 1階多目的室 | 午後1時～4時 |
| 2月7日(火) | 本庁舎 1階 マチドマ | 午後6時～8時 |
| 2月14日(火) | | |
| 2月19日(日) | 入谷公民館 1階大会議室 | 午後1時～4時 |
| 2月23日(木) | 歌津公民館 会議研修室1・2 | 午後1時～4時 |

※受付時間は厳守願います。

※マイナンバーカードの申請手続きはできません。

対象となる人

南三陸町に住所を有している人で、すでにマイナンバーカードを取得して、マイナポイントの申し込みをまだしていない人

※現在、マイナポイントの申込期限やポイント付与の各種要件の達成期限は令和5年2月末までとなっておりますが、今後延長となる場合があります。

※マイナンバーカードの申請から交付までに一定期間を要することや、カード申請期間中は窓口が混雑することが予想されるため、マイナポイントの申請を希望する人はお早めにカードを申請することをおすすめします。

申請に必要なもの

- 1 マイナンバーカード
- 2 マイナンバーカード取得時に設定した数字4桁の暗証番号
- 3 ポイント付与を希望するキャッシュレス決済サービス
- 4 公金受取口座の登録をする場合は、申請者本人の口座の金融機関名・支店名・口座番号

※対象となるキャッシュレス決済サービスは下記リンク先よりご確認ください。なお、窓口においてQRコード決済等のスマートフォンアプリのインストールや設定を支援することはできません。あらかじめご準備ください。

●対象となるキャッシュレス決済サービス
(総務省マイナポイントホームページ) (外部リンク)
https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/service_search/
※申込前に事前登録(各社が開設している専用サイトへの会員登録)が必要になる決済サービスがありますが、窓口で事前登録を支援することはできません。事前登録が必要な決済サービスは下記リンク先で確認できますので、あらかじめご準備ください。

●事前登録が必要な決済サービス一覧
(総務省マイナポイントホームページ) (外部リンク)
https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/service_list/service_entry.html
※一部のキャッシュレス決済サービスでは、決済サービスアプリや店頭からしか申し込みができないものがあり、支援窓口でマイナポイントを申し込みすることができない場合があります。

☎ 企画課 企画情報係 ☎46-1371

国民年金だより

障害年金および遺族年金受給に係る町県民税の申告(届出)

障害年金および遺族年金などは、課税対象にならない収入なので、申告義務はありません。しかし、課税対象にならない収入のみの人でも、町県民税の申告をしないと未申告となり、年金が停止するなどのほか、証明書などの発行や保険税などの軽減措置が受けられない場合があります。

1月中旬に町から送られた「町民税申告の手引」に封入されている「収入のない旨の届出書」に障害年金および遺族年金受給に係る非課税所得がある旨を記入し、忘れずに提出してください。

☎ 町民税務課 戸籍住民係 ☎46-1373

新型コロナウイルス感染症の影響による保険税・保険料の減免について

町では新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入や給与収入などが減少した世帯に対し、国が定める基準に基づいて、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免を行います。

対象世帯

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者(世帯主)の収入が著しく減少した世帯
- 2 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した世帯または主たる生計維持者(世帯主)が重篤な傷病を負った世帯

対象要件

- 対象世帯1に該当する場合は、次の要件をすべて満たすこと
 - ①令和4年中の事業収入など(事業、不動産、山林または給与収入)のいずれかが令和3年中に比べ**3割以上減少している**。(令和3年中、4年中の収入は実績で判断します。)
 - ②令和3年中の合計所得金額が**1,000万円以下である**。
 - ③減少した事業収入などに係る所得以外の令和3年中の所得額が**400万円以下である**。
- ※②は国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免の場合の要件です。
- 対象世帯2に該当する場合は、令和3年中の合計所得金額にかかわらず対象となります。
- ※前年の所得金額が**0円(収入額よりも必要経費の方が多しなど)の場合、減免額の計算において対象保険税(料)額が0円となるため、減免できません**。

※自身が減免対象となるかどうか、減免対象額が知りたいなどの具体的な相談については、町民税務課(☎46-1372)までお問い合わせください。

減免対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている令和4年度分の国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料(既に納付済みのものも含む)

提出書類

- 減免申請書
- 令和3年分および令和4年分の収入がわかる書類
添付書類…□令和3年分、4年分の確定申告書の写しや源泉徴収票など
□令和3年分、4年分の帳簿や給与明細書の写しなど
- 事業などの廃止や失業したことがわかる書類
添付書類…□廃業届の写し(事業などの廃止の場合)
- 失業の場合 { □解雇通知書または離職証明書の写し
□雇用保険受給資格者証の写し
- 死亡または重篤な傷病を負ったことがわかる書類
添付書類…□死亡診断書の写し
□医師による診断書の写し

申請期限

令和5年3月31日(金)まで
申請書は、町民税務課窓口へ備え付けのほか、郵送での取り扱いや町のホームページからもダウンロードできます。

祭りを盛り上げてくれる出店者を募集

日時 2月26日(日) 午前9時～午後1時
場所 志津川仮設魚市場

出店申込締切: 2月8日(水)

☎ 農林水産課 水産業振興係 ☎46-1378

第2回 ラムサル志津川湾牡蠣祭り



南三陸冬の三大祭り第3弾「第2回ラムサル志津川湾牡蠣祭り」を開催します。牡蠣にちなんだ商品のほか、海の幸や山の幸、加工品などを販売してくれる出店者を募集します。